# 黒部市立石田小学校いじめ防止基本方針

- ○「教育計画書に記載したことを全教職員で共通実践する ことが一番の危機管理である」というメッセージを心に 抱き、学校運営のガイドラインとなる教育計画書に「い じめ防止基本方針(概略)」を掲載して取り組みます。
- 黒部市教育委員会、黒部市教育センター、及び学校、 家庭、地域住民、関係機関、種々のカウンセラーやソー シャルワーカー等が行動連携し、「いじめ見逃し○」を目 指して取り組みます。
- いじめに係る情報が寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策 組織に報告し、組織的に対応します。
- いじめが発生した場合は、「学校事故発生時の指針」「いじめの防止等のための基本的な方針」「重大事態発生時のガイドライン」「改訂版 いじめ対応ハンドブック」等を基に、迅速・誠実に対応します。

令和5年5月 黒部市立石田小学校

# 目 次

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの認知件数とは
- 3 石田小学校いじめ防止基本方針について
- 4 本校のいじめ問題に係る取組の概要
- 5 学校事故発生時の対応について
- 6 いじめ問題の未然防止及び対応について
- 7 黒部市教育委員会との連携
- 8 黒部市教育センターとの連携
- 9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携
- 10 重大事態発生の場合 学校 -
- 11 参考
- 12 附則

# 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある(注1)他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1)「一定の人的関係のある」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

# 定義の改訂 なぜ?

従来の定義・社会通念	現在の定義
行為の継続性 反復性 → 省く	<ul><li>・一回限りの行為でも深刻な被害感を与えたり、トラウマとなったりするケースがある。</li><li>・一連の反復される行為のうち、一つだけが認知できるケースがある。等</li></ul>
加害側の意図 故意性 → 攻撃を行為とする	「悪が悪をつくる」という固定観念の転換 ○悪の心(規範意識・道徳性の低下) ○善の心(チームを強くしたいという願いが一人の子供を追い込む場合がある) ○無自覚の心(同和地区等への差別、偏見等)
カ関係の優位劣位性 → 省く	・ネット上の誹謗中傷等には、力の強弱は関係ない。
被害の深刻さ → <b>省く</b>	<ul><li>軽微と捉えがちな行為が積み重なって重大事態に至ることがある。</li></ul>
身体的・心理的 → 心理的・物理的	・心理を重視するために、入れ替える。 ・身体的な痛みばかりでなく、物損・金銭等も含ませる。

# 2 いじめの認知件数とは

- ・いじめか否かを迷うような、いじめの初期段階、あるいはいじめの前段階のものまでも「組織」としての検討の俎上(そじょう)に乗せ、その結果、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」に当たると判断されたもの全ての数字が「認知件数」である。
- ・深刻ないじめへと発展したり重大事案にまで至ったりした(と「認知」した)数字ではない。
- ・ つまり、「認知件数」の報告というのは、不祥事件数の報告などではなく、学校が真 撃にいじめに向き合い、丁寧に対応を行った件数の報告である。
- ◎重大事態の件数の増加は問題でも、「認知件数」の増加は必ずしも問題とは限らない。

# 軽微な「からかい等の言動」を共有することが、じめの早期発見に!

# 学校いじめ対策組織(生徒指導委員会)

# ①

# ► いじめ問題の解決

救済(トラブルの解消や謝罪) 解消(心の傷を癒し、関係を修復する)

・3か月間行為なし+その時点での感情

# 岩手・中2死亡事故いじめ検証項目

- ①体育の時間に肩を押された
- ②給食の準備中、教科書を投げられた
- ③走り幅跳びの真似をやれと言われた
- ④机に頭を押さえられた
- ⑤ゲーム「太鼓の達人」の真似をさせられた
- ⑥自習時間に消しゴムをぶつけられた
- ⑦朝会時に列に入れないようにされた
- ⑧清掃時にほうきをぶつけられた
- ⑨階段でスボンを下げられそうになった
- ⑩宿泊研修で枕でたたき合い、けんかになった
- ⑪けんかなど日常的にトラブルがあった
- ⑪バスケ部で強いパスなどを出す嫌がらせ
- ⑤ 「後ろの生徒がうるさい」など周囲への不満

こうしたことの積み重ねで死を選ぶ子供がいるという事 実を直視しなければならない。

# 組織として

- ★いじめかどうか判断するのは、「学校いじめ対策組織」
- ★一人一人の教員が見た り、知り得たりした行 為を「学校いじめ対策 組織」に報告する。



- ★1つ1つの言動が軽微 なからかい等と判断されても、たくさんの行為等が集まると、「A 君はいじめに遭っている」と判断できる。
- ★「こんな些細なことも 報告しなければならな いのですか」と質問が あったら「はい」と答 える。

# 一人一人の教職員に対する留意事項

○教職員がその場で「大丈夫」とか「よくあること」とか「それぐらいのこと…」と 即断しない。教師が認めたことになる!

その場で注意を与えるだけでなく、見守りとフォローアップが大切。また本人が「大 丈夫」と言っている場合も同様の対応をする。

- 〇いじめの疑い、引っかかる感覚を大切にする。(声・表情・態度等総合的に見取る)
- 〇わずかな兆候や児童からの訴えをうやむやにしない。
- 〇被害を「過小評価せず」 大げさに捉えておく。 〇教師の真剣さを伝える。
- ○支援・指導のスタートラインは「疑わしきもの」への「気付き」から
  - ・いじめかどうか判断するよりも、いじめと疑われるもの(事実が未確定の段階のもの)すべてに対応する。
  - 事実を確定→対応ではなく、対応→事実を確定というパターンへ変化させる。
  - ・子供や保護者の痛み・苦しみとそれが生じた状況に向かうことを後まわしにしない。
  - ・いじめられた児童や情報を提供してくれた児童をしっかり守る。

# 3 石田小学校いじめ防止基本方針について

# (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

黒部市立石田小学校は、学校や家庭、地域が連携し、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な考え方」、「学校事故発生時の指針」、「重大事態発生時のガイドライン」、「黒部市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止やいじめの早期発見・対応のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「石田小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

# (2) 基本的な考え方

いじめの本質は「人間性喪失」です。

だから、いじめは許されないのです。

被害者の傷は深く、人間性まで破壊していく行為です。

この認識がなければ、いじめに対する対応の甘さが残り、結果として心の 底からの反省がなく、根本解決が困難になります。

いじめを放置して、優れた学校行事や優れた授業などあり得ません。

人間は本来、人を思いやる優しい心をもっています。

その優しい心を表す勇気をもたせましょう。

児童の出すサインを確実に受け止めるために、日頃から教職員と児童、児童相 互、教職員相互、保護者と教職員等との間に温かい人間関係をつくることに努め ます。

- ○校内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- ○人権感覚を高める。
- ○温かい人間関係を築く。
- ○家庭、地域住民、関係諸機関との連携を深める。
- ○早期に発見し、的確な指導を行う。

# の連携を深める。

### そのために

- 1 いじめはどの児童も被害者にも加害者にもなり得る問題であることを正しく理解する。
- 2 けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、「いじめではないか」という視点をもって指導にあたり、いじめに該当するか否かを判断する。
- 3 「いじめ発見のポイント」に基づいて、児童を観察し、気になる点があれば早急に面談を実施する。
- 4 アンケートの結果を踏まえつつ、全ての児童を対象に「予断をもたない」 で観察したり、対策を講じたりする姿勢を大事にする。
- 5 「この先生は私たち(児童・保護者)の話を聞いてくれる。分かってくれる」という人間関係をつくることと等、相談体制の充実に努める。



# 4 本校のいじめ問題に係る取組の概要

(1) 本校のいじめ見逃し〇を目指すための視点・達成目標・評価

# ☆☆☆ 学校いじめ防止基本方針に基づいて実施・評価する ☆☆☆

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目 に位置付ける。
- ・学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る 達成目標を設定し、毎学期、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ・評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を 図る。

### 〇令和5年度

いじめが起きにくい・領域づくり ではいじめだきにいいでは、10日はいじめにはいいでは、20日は人間関係づくりがしたのでは、20日は人間関係がつくりがしたを語さる。・学級内にいでは、	視点	達成目標(具体的に記載)	評価
のマニュアルの実行 の共通理解の下、関係機関との連携を進めながら迅速に対応する。 ・教育委員会との連携を基本に、SCやSSW、関係機関等との効果的な連携に努める。 ・担任だけでなく、学団所属教員やスタディ・メイト等、複数の目で児童を見守り、早期発見に努める。	<ul><li>いじめを許さない</li></ul>	はいじめ調査や面談を行い、20日は人間関係づくり ゲームや人権意識を高める活動を実施する。 ・学級内にいじめを許容しない雰囲気を醸成するため に、構成的グループエンカウンターやSST等を活用 し、温かな人間関係づくりを推進する。 ・日々の授業や学級での活動等を通し、児童の自己実 現を図り、自己有用感を高めるとともに、互いのよ さを認め合い、思いやりの心を育む活動を推進する。 ・児童会を中心に、思いやりのある言葉遣いや行動を 広める活動に全校で取り組み、好ましい人間関係を	
たアンケートの実施 期に把握する。また、定期的に生活アンケートや保護者へのいじめアンケート等を実施し、児童の生活実態や悩みを把握する。  個人面談・保護者面 ・毎学期面談週間を設け、児童一人一人に寄り添い、悩みを把握したり、よりよい解決方法を話し合ったりしながら、好ましい人間関係を構築するよう努める。 ・学級(学年)懇談会や学校・学級(学年)だより等を通して、保護者が何でも気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。 ・保護者からの連絡、地域からの情報、児童の実態等		の共通理解の下、関係機関との連携を進めながら迅速に対応する。 ・教育委員会との連携を基本に、SCやSSW、関係機関等との効果的な連携に努める。 ・担任だけでなく、学団所属教員やスタディ・メイト	
談の実施 悩みを把握したり、よりよい解決方法を話し合ったりしながら、好ましい人間関係を構築するよう努める。 ・学級(学年)懇談会や学校・学級(学年)だより等を通して、保護者が何でも気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。 ・保護者からの連絡、地域からの情報、児童の実態等		期に把握する。また、定期的に生活アンケートや保 護者へのいじめアンケート等を実施し、児童の生活	
ではなる、模型的に情報交換したり面談を実施した。         りしながら、早期対応を進める。         校内研修の実施         ・「改訂版いじめ対応ハンドブック」やいじめ防止に関	談の実施	悩みを把握したり、よりよい解決方法を話し合ったりしながら、好ましい人間関係を構築するよう努める。 ・学級(学年)懇談会や学校・学級(学年)だより等を通して、保護者が何でも気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。 ・保護者からの連絡、地域からの情報、児童の実態等を踏まえ、積極的に情報交換したり面談を実施したりしながら、早期対応を進める。	

	する通知等を利用して、教職員の研修を実施する。 ・生徒指導に関する校内研修会を実施し、児童理解を 深めるとともに、いじめに対する対応の仕方等を身 に付け、教職員のスキルアップを図る。 ・よりよい学級経営に向けて、i-checkの見方や活用の 仕方に関する研修会を行う。	
日常の児童生徒理解	・児童の悩みや生活実態の把握に努めるとともに、	
の取組	気になる児童については随時面談を実施し、問題行	
	動の早期発見・早期対応に努める。	
	・週2回の終礼や職員会議で情報交換をしたり「報・	
	連・相」シートを活用したりして、全職員で児童の	
	様子や問題点等について共通理解を図る。	
	<ul><li>◆ネットトラブルに関して、児童の実態に応じて学級</li></ul>	
	指導を継続するとともに、保護者への啓発活動にも	
	努める。(学校だより・学級懇談会・PTA活動等)	
発生時の迅速な対応	・いじめ発生時の対応(危機管理マニュアル)に基づ	
と情報の共有や組織	き、生徒指導委員会を中心に、適切な対応ができる	
的な対応	ようにする。	
【事故発生時の指針	・児童の人権に配慮するとともに、保護者等の思いや	
を原則とする。】	願いにも留意しながら、よりよい解決に向けて、組	
	織的で機動的な体制で取り組む。	

# 5 学校事故発生時の対応について

# 1 迅速に動く - すべての業務に優先する(その日のうちに) -

- (1) その日のうちに謝罪・報告(校長、教頭、生徒指導主事)
  - ① 発覚した時点で第一報を入れ、心理的事実について謝罪をする。
  - ② 時間をおかずに関係教員を集め、事実を確認する。 必要に応じて児童にも面談し、事実確認を行う。

ずれは休日であっ ても対応し正す

- ③ 事実確認後、訪問し、概要説明と正式謝罪を行う。
- ④ 今後の方針を伝える。その後、経過報告を逐一行う。

# 2 組織を生かす

- (1) 担当者の報告を受け、必ず、教頭、教務主任、生徒指導主事、該当学年教員等複数で対応策を協議する。
- (2) 保護者面談や家庭訪問は、できるだけ二人で行う。
- (3) 必要に応じてSCやSSWを活用する。

### 3 教頭を前面に - 校長は学校の最終判断まで表に出ない -

- (1) 総括として保護者へ説明する段階で、初めて校長が保護者の前に出る。
- (2) 教頭は指示待ちにならず、自分の考えをしっかり校長に伝える。

# 4 正確な記録と分析 - 可能な限り逐語で記録し、分析する -

言葉の解釈は一人一人違うので、要約したものでは判断を間違うことがある。 言葉の中にある相手の真意を読み取り、対応を考える。

### 5 教育委員会との連携

- (1) 毎日、状況報告する。記録を累積しておく。
- (2) 何を聞かれてもすぐに答えられるよう、関係書類(情報)を整理しておく。

# 対応時期の目安

学校の設置者等に速やか に報告	① 事故の場合 ・死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や					
確認 ・いじめ防止対策推進法 ・いじめ防止等のための基本的な 方針 ・不登校重大事態に係る調査の指	疾病を伴う場合等重篤な事故 ② いじめに係る重大事態 •生命、金品、身体、精神に係る場合は、認知した時 •不登校の場合は、欠席30日(目安)に到達する前 ※保護者から申し出があった場合は、その時点					
事故の発生(第1報)を 可能な限り早く保護者に 連絡	<ul><li>事故の概況、けがの程度など、最低限必要とする情報を整理した上で連絡する。</li></ul>					
原則として3日以内を目 途に、聞き取りを完了	<ul><li>・校長・教頭等が関係する全ての教職員を集め、聴き取りを実施する。</li><li>・必要に応じて、事故現場に居合わせた児童等への聴き取りを実施する。</li></ul>					
1 週間以内に保護者に説 明	・発生事実の概要、対応経過、今後の取組・方向性などを整 理して説明する。					
記録の整理(1日ごとに)	<ul><li>情報を時系列にまとめる。</li><li>事実と推察は区分し情報源を明記するなどして整理する。</li></ul>					

【参考 文部科学省 不登校重大事態に係る調査の指針、学校事故対応に関する指針 H28.3】

# 6 いじめ問題の未然防止及び対応について

- (1) 方針
  - ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものである という基本的認識に立って、指導にあたる。
    - 〇いじめる児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識 を徹底させるとともに、いじめる背景等に対して適切な指導を行う。
    - 〇いじめられる児童を徹底して守り通す。
    - ○「いじめは絶対に許されない」との認識に立って、家庭·地域との連携を推進 する。
  - ② いじめの問題の重大性を全ての教職員が認識し、校長を中心に組織として、この問題の解決にあたる。
    - 〇職員会議、校内研修会などでいじめの問題について「認識の共有」し、「行動 の一元化」を図る。
    - 〇いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策 組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。 (いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないこと は同項の規定に違反し得る。)
    - 〇報告・連絡・相談・確認が円滑に行える指導体制をつくる。

# ③ 教職員の言動や態度が児童に大きな影響力をもつことを認識する。

- ○教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
- ○「いじめを絶対に許さない」ことを児童に浸透させ、いじめを行う児童には 毅然とした粘り強い対応を行う。
- Oいじめられている児童を温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束する。
- 〇教職員と児童及び保護者のSNSによる通信は禁止する。

# 4 いじめが生まれる背景を理解し、指導には細心の注意を払う。

- ○発達障害を含む、障害のある児童が関わるいじめ
- 〇海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国 につながる児童へのいじめ防止
- ○性同一性障害や性的指向・性自認、LGBT等に係る児童に対する偏見
- ○東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している 児童への対応
- ○新型コロナウィルス感染者、または濃厚接触者への偏見や差別
  - ・教職員は「○○菌」「○円持ってこい」「死ね」と言う言葉に敏感になり、 言動を止めさせる指導と、コミュニケーション能力の育成を図る指導を 合わせて行う。(「死ね」と言葉を発する子供は、自分の感情や気持ちを うまく言葉にできずに、会話をシャットアウトする場合に用いる場合が 多いと言われている)

# ⑤ いじめ問題は隠さず、その解決に向けて、学校・黒部市教育委員会と家庭・ 地域社会が連携してあたる。

- ○学校と黒部市教育委員会の間で報告・連絡・相談・確認を円滑に行う。
- 〇学校は、いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- 〇いじめの問題解決のため、必要に応じて警察などの地域の関係機関との連携 を図る。(黒部市教育委員会と相談の上)

# ⑥ いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、適時に 指導を行う。

- 〇解消とは、行為が3か月止んでいることと、その時点において児童及び保護者が「心身の苦痛を感じていない」ことを面談等によって認められたときとし、継続的にきめ細かに観察・指導をする。
- ○教師の児童理解力を高めるとともに、学校の教育相談機能を充実する。
- ○定期的にいじめの状況を把握する調査等に取り組む。

# ⑦ 家庭や地域社会に対して、いじめ問題の重要性の認識を広め、連携していじめ問題の解決を図る。

- ○入学時・各年度の開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ○いじめ問題に関して、家庭訪問や学校だより等を通じて、家庭との連携を図る。
- 〇いじめ問題の解決に向けて、学校のみの解決に固執することなく家庭との連携を密にする。

# (2) 学校の指導体制

いじめ見逃しOを目指すために、実効性ある体制を確立する。

- ① 校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図る。
- ② 密接な情報交換(報告・連絡・相談・確認)により 共通認識を図りつつ、全教 職員が一致協力して指導に 取り組む。



- 口 子供たちに「いじめとは下記の行為」であることを具体的に指導し、未然防止、早期発見・対応に力を注ぐ。
  - ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
  - ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ⑤ 金品をたかられる。
  - ⑥ 品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ⑧ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - ⑨ その他

	いじめに関する情報を共有し、問題の状況や指導方法等について共通理解を図る。
	定期的にいじめなど児童の行動にかかわる情報交換会等を実施する。
	いじめの兆候が見られた場合、学校いじめ対策組織で迅速に組織的な対応を
行	jō.

メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、担任、養護教諭、関係教員、学校評議員代表(PTA会長、民生児童委員)、SC、SSW等で構成する。

- 取育相談コーディネーターが核となって、児童や保護者が気軽に相談できる学校全体の雰囲気づくりに努める。
- □ いじめの事実関係の把握については正確かつ迅速に行う。その際、個人情報

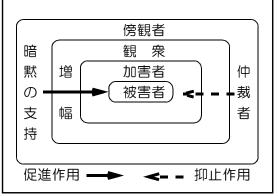
の取扱については十分留意する。 □ SCを含めた関係諸機関との連携を密にするとともに学校における相談機の充実を図り、いじめの早期発見・適切な対応に努める。 □ 教職員が連携し、学校全体でいじめの事案への組織的な対応に努める。 □ 日頃から児童や保護者に対して、いじめ等の悩みを受け付ける相談機関等ついて、積極的な紹介を行う。 □ いじめが発覚した場合の危機管理マニュアルを作成し、実践する。	
(3) いじめの未然防止に向けた具体的な指導  □ 児童の自己実現が図れるよう、日々「分かる・できる授業」の充実を図る。 □ 児童の思いやりの心を育む道徳教育や特別活動の充実を図る。	,
<ul><li>・道徳の授業では、いじめについて考え(友情、信頼等)、話し合う活動を取り入れる。</li><li>・「ほかほか言葉」の奨励やなかよし集会(人権集会を含む)を実施するなど、温かい言葉がけや互いを尊重することに気付くことができる活動を推進する。</li></ul>	
□ 教師や児童の人権教育の充実を図る。	
・「教育指導の重点」や「人権教育指導のために」を基に、学期に1回(5・8・1月)にチェックし、人権意識の見直しとともに、互いの人権について考える機会(朝会や学級活動等)をもつ。	
□ 開かれた学校づくりの推進の一つとして、児童が学校の出来事を家庭で話ことができるように楽しい学校・学級づくりに励む。 □ 人間関係づくりを推進するために、構成的グループエンカウンターやソーシャスキル・トレーニングの計画的な実施に努める。(シェアリングの時間を大切にする 人間関係を構築する力を育てるために、学び合いの活動や対話のある活動を積極的に取り入れ、人間関係の醸成に役立てる。	_ ル る)
・学習資源(※)を積極的に活用する学び合いのある授業を推進し、他者を認めたり合意形成したりする場を通して、人間関係を構築する力を育てる。 (※他の児童、教師、資料等、課題を解決するために必要なものすべてを指す)	
□ いじめの四層構造についての指導を徹底する。 いじめの場面において学級集団は、加害者、被害者、観衆(いじめをはや たてておもしろがって見ている者) 傍観者(見て見ぬふりをしている者)と	

う四層構造をなす。

いじめの過程で重要な役割を果たすのが「観衆」と「傍観者」である。「観衆」

が増長したり「傍観者」が黙認したりすると、いじめは促進される。

しかし、両者が否定的な反応を示したり「仲裁者」として行動したりすれば、「加害者」はクラスから浮き上がり、結果的にいじめへの抑止力になる。「加害者」「被害者」への指導だけでなく、「観衆」と「傍観者」への指導がとても重要である。



ロ ネットトラブル防止について指導し、児童が事件に巻き込まれたりトラブルを起こしたりしないようにする。また、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たる行為だと理解させる。

- ①学期に1回、生活アンケートを実施してインターネットやSNSに関わる 状況を調査し、実態把握に努める。
- ②教職員、児童がともにネットトラブル防止について学ぶために、7月にインターネット安全教室を開催する。
- ③インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- ④教員が、インターネット上におけるトラブルやいじめ等について、黒部市 教育委員会や富山県教育委員会等と連携して学ぶ。
- ⑤スマホやゲーム依存にならない、トラブルに巻き込まれないために児童が 主体的にルールを決める学習を取り入れる。(富山県ネットルール作りのD VDを基に先進校の取組から教員が学ぶ)
- □ 市立図書館と連携し、学校貸出を積極的に活用して、児童の豊かな心の育成 に努める。
  - ・人権週間の時期に、福祉や人権に関する本を借りて特集コーナーをつくり、 児童の関心を高める。
  - ・ふるさととやま読書月間には、全校集会で「とべないホタル」(小沢昭巳著)等の郷土の作家の心温まる本を紹介する。
- □ 児童としっかりと向き合うために、次のことを共通実践する。
  - ・毎月10日、20日を「ほのぼのデー」とし、10日はいじめ調査や面談を行い、20日は人間関係づくりゲームや人権意識を高める活動を実施する。
  - ・学級内にいじめを許容しない雰囲気を醸成するために、各学級で構成的グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等を行う。
  - ・児童会を中心に「挨拶運動」や「ほかほか言葉」、ボランティア活動等を 広める活動に全校で取り組む。また、1年を通して「友達のいいところ見 付け」等互いを認め合う場を学級の活動に位置づける。

- ・i-check 調査を年2回実施し、学級の実態把握をするとともに、温かい人間 関係づくりやいじめの早期発見、適切な対応に役立てる。
- ・学級懇談会や学校・学級だより等を通して、保護者が何でも気軽に相談で きる学校全体の雰囲気づくりに努める。
- ・ネットトラブルに関する指導を児童の実態に応じて継続するとともに、保護者への啓発活動にも努める。(学校だより・学級懇談会等)

# (4) いじめの早期発見・対応に向けた具体的な取組

- 〇日頃から子供が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に 努める。
- 〇定期的に児童及び保護者にいじめ調査を実施するとともに、個人面談を通して、 子供の悩みや保護者の不安を積極的に受け止める。
- ① いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、黒部市教育センターに報告する。黒部市教育センターで集約したものを基に校長研修会で共有し、他校の実践について学び合い、自校に還元する。
  - □ いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、 全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は5月に、評価は7・ 12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
  - □ 定期的にアンケートと面談を実施し、学級の状況を把握し学級経営に生かす。アンケート結果は、その日のうちに集計し、管理職に報告する。児童から「いじめの訴え」があった場合は、学校いじめ対策組織でいじめか否かを判断する。その結果を「いじめ認知件数等調査」に記載し、毎月月末までに、黒部市教育センターに提出する。
  - ○アンケート調査の実施
    - ・毎月10日を「ほのぼのデー」とし、いじめに関するアンケートを実施する。
    - ・定期的に、保護者アンケートを実施する。
  - ○面談の実施
    - ・アンケート終了後、全員対象の面談を実施する。特に、配慮の要する児 童はその日のうちに面談を実施する。

### アンケートは何のためにするの?

○アンケート実施後、その日のうちに状況を確認する。(富山県いじめ防止基本方針)



# 面談は何のためにするの? - パイプを太くする -

- 「先生は私たちのことを心配してくれる。また相談したいな」と思わせる面談をする。
- ・きちんと全員対象とした面談を行うと「いつ、誰が、 チクった」が分からなくなるので安心して情報提供が できる。
- ・安易に加害行為をしている子供は「誰かからバレるか もしれない」という抑止力効果になることも期待できる。
- □ 県からの通知(生徒指導の推進)をしっかりと受け止め、校内の生徒指導体制のチェック等を確実に行い、PDCAのサイクルでいじめ見逃し0を目指して取り組む。

# ② いじめ見逃し○を目指すための研修の充実□ 生徒指導主事等研修会やいじめの問題に係る教頭対象の研修会等の成果を、校内研修会で還元する。□ 「いじめに関する手引き書」や喫緊の課題(ネットトラブル)等に関する資料を基に研修する。

- □ 年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を開催し、いじめ問題の未 然防止や対応について学ぶ。
  - i-check調査の結果から、学級内の人間関係の状況や一人一人心理状態を 把握する研修会を行い、学級経営に生かす。
  - ・いじめのアンケート結果の見方や生かし方についての研修会を行う。

# ③ ネットトラブルの早期発見・対応

- □ 黒部市教育センターから「爆サイの掲示板」等の書き込みについて連絡が あった場合は、迅速に対応する。
- □ ネットパトロール検索システムで危険な書き込みとして連絡があった場合は、適切な対処を行う。(連絡:東部教育事務所→黒部市教育委員会→該当校)

## ④ 相談体制の充実

- □ 教育相談コーディネーターが管理職や生徒指導主事、SC、SSWと連携し、相談体制の確立・充実に努める。
- □ 気軽に相談できる体制づくりに努めるために、相談ポストを設置したり学校 だより等でお知らせしたりする。
- □ 年4回 (4・9・1・3月)、黒部市教育センター発行の相談案内のプリントを保護者に配布する。
- □ SC、SSWには、学校の対応や面談で知り得た情報を基にした相談を積極的に 行い、「見立て」をもらう。

# (5) いじめが発覚したときの対応

### ① 学校及び学校の教職員

基本理念に基づき、保護者、地域、関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止等の対策に取り組むとともに、当該学校の子供たちがいじめを受けていると思われるときは、他の業務に優先して、適切かつ迅速に対応する責務があります。

### ② いじめられている児童に対して

- □ 自ら訴えてきたことを温かく受け止め、いじめから全力で守ることを約束 する。
- □ いじめられている内容や、つらい思いなどを親身になって聞くことにより 安心感をもたせる。
- □ 本人の活躍を認め励ますことによって、自己有用感をもたせる。

③ いじめている児童に対して
□ いじめは「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨み、まず、いじめ
ることをやめさせる。
□ いじめられている児童の気持ちに着目させ、いじめることが相手をどれだけ傷つ
け、苦しめていることに気付かせる。
□ いじめてしまう気持ちを聞き、心の安定を図り、教師との信頼関係をつくる。
□ 当番活動や係活動など、具体的な場でのよい行いを積極的に見付けて認める。
④ 学級の児童に対して
□ 見て見ないふりをすることは、いじめの助長になることに気付かせる。
□ いじめを発見したら、教師や友達に知らせて、すぐにやめさせることを徹
底する。
□ 友達のいいなりにならず、自らの意志で行動することの大切さに気付かせる。
□ 一人一人をかけがえのない存在として尊重し、温かな人間関係を築くとと
もに安心して生活できるようにする。
⑤ 保護者との面談 一連携強化を図るために一
□ 保護者の悩みや気持ちを真摯に受け止め信頼関係を深める。
□ 事実を正確に伝え、家庭での対応の仕方、学校との連携について助言する。
□ いじめの問題を、児童と保護者との関係を見直す機会とするよう助言する。
□ 相談機関等について、積極的に情報提供を行う。
□ 状況に応じて、関係諸機関との連携をとるよう働きかけを行う。

# 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織 【法22条】

### 関係機関

- ①市教育委員会
- ②市教育センター
- ③適応指導教室
- ④黒部警察署
- ⑤児童相談所
- ⑥人権擁護委員
- ⑦東部教育事務所

### 保護者• 地域

- (1)PTA
- ②学校評議員会
- ③民生委員
- ④市立図書館
- ⑤自治振興会

# 外部専門員

- ①いじめ対策C
- ②いじめ対策SW
- (3)SC
- (4)SSW
- ⑤ 黒部市民病院

# 学校いじめ対策組織

## 【構成員】

- ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事
- 教育相談コーディネーター 養護教諭
- · 関係教員 · 担任
- SC SSW
- ・学校評議員 ・PTA会長

# 【取組内容と評価】

- ①いじめか否かを判断する
- ②現状と課題、方針の決定
- ・チェックリスト(体制)の結果を生かす
- ・方策・評価シートの作成
- ③いじめ対策の検討
- ・アンケート調査等の在り方
- ・児童生徒への指導の重点
- ・保護者への啓発
- ・危機管理マニュアルの作成と確認
- 年間指導計画の作成
- 事案発生時の対応
- ④研修の重点及び内容
- ⑤国や県の動向の資料の収集

### 校内研修 教科外の指導の重点

### ①授業改善

- 「分かる・できる授業」
- ・生徒指導の機能を生かす
- ・学習規律の確立
- ・ 教師のしぐさ
- ②教育相談に関する研修
- ③いじめの理解や未然防止に関する研修
  - ・いじめの手引き書
  - ・生徒指導リーフ (国研)
  - いじめリーフレット(県・市)
  - 事例研究(インシデントプロセス法、S方式等)
- 4)児童への指導の在り方に関する研修
  - ・○○○の場合の具体的な対応について
- ⑤i-checkの分析結果を学級経営に生かす研修

# ①特別活動

- ・人間関係プログラム
- 体験活動
- 異年齢集団の活動
- ・ネットルールづくり

### ②学校行事

- 集団活動・体験活動
- ③総合的な学習の時間
  - キャリア教育の視点

### 4人権教育

・自分も相手も大切にする 視点

# 学校におけるいじめ防止等の対策のための役割分担

職	役割	具体的な内容
校長	学校運営目標の具現化を図 るための指揮を取る。	・いじめ事案の指導方針や方法等について学校と して明確な指導方針を示し、指導体制を構築す る。
教頭	情報の共有化、関係機関との連携を図る体制づくりを心掛ける。	・いじめの防止や解決に向けた具体的な対応について教職員間の情報の共有化を図る。 ・PTA、市教委等との連携体制を構築する。
生徒指導主事 教育相談コーディ ネーター	生徒指導の具体的な方針を示す。	・教育相談の充実等積極的な生徒指導を推進する。 ・校内の指導体制を確立する。 ・情報の収集及び伝達を適切に行う。
教務主任	担任を支える体制づくりを 心掛ける。	・学級担任を精神的に支える雰囲気をつくる。
養護教諭 SSW等	教育相談の充実を図る。	・信頼され安心できる保健室・相談室の雰囲気づくりに努める。 ・把握した情報は、秘密を厳守したうえで、正確に担任、管理職に伝える。
担任	望ましい学級集団つくりに 努める。 児童一人一人の実態把握と 適切な指導を行う。	<ul><li>・学級の生活や学習の様子に気を配り、いじめ等の問題の早期発見に努める。</li><li>・児童同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。</li></ul>

# 7 黒部市教育委員会との連携

いじめ問題の解決に向けて、黒部市教育委員会への報告・相談を確実に行う。

- ① いじめが発覚した場合は、事故略報により学校教育班長に報告し、対応 の方針等について相談する。
- ② 生徒指導上の諸問題の調査及びいじめに関する定例報告について教育委員会から問い合わせがあった場合は、的確に回答できるようにしておく。
- ③ 緊急時の場合は、いじめ対策SW、巡回型SSW、いじめ対策C、要請支援C 等の要請をする。

# 8 黒部市教育センターとの連携

いじめの状況・取組を全教職員で共通理解し、市教セに報告する。

- ① いじめ見逃し0を目指すための「視点・達成目標・評価シート」を作成し、全教職員で共通理解・共通実践する。視点・達成目標は5月に、評価は7・12・3月に、黒部市教育センターに提出する。
- ② 月1回のアンケート調査の結果を、毎月月末までに黒部市教育センター に提出する。
  - ア 児童が記載した実数
  - イ 学校いじめ対策組織でいじめと認知した数及び態様・対処、解消の有 無
    - ・いじめの被害者及び加害者をアルファベットで記載したシートは、メ ールで送信する。
    - ・氏名を記載したシートは、親展文書で送付する。

# 黒部市いじめ防止における取組

# 東部教育事務所

①生活指導主事 076-444-4642

②相談専用 076-441-3882



# 富山県教育委員会

児童生徒育成係 076-444-3452



地区別生徒指導主事担当者会議

# 黑部市教育委員会

【54-2701 学校教育班長】

- ①黒部市いじめ防止基本方針の策定
- ②いじめ問題対策会議の設置
- ③事案に係る相談・対応
- ④教育委員会定例会で報告・相談
- ⑤重大事態の場合の対応
- ⑥関係機関・学校への指導・助言
- ⑦ネットパトロール検索結果の受理
- ⑧いじめ対策SW、巡回型SSW いじめ対策C、SC、SSW、子供と 親の相談員等の派遣・配置

指導・指示 📕 🚄



▶ 報告・相談

# 黒部市教育センター

【65-0029 所長・指導主事】

- ①学校におけるいじめの防止の取 組の充実を促す。
  - いじめの点検(月1回)
  - ・達成目標・評価(学期1回)
- ②いじめ問題やネットトラブル等に 関する資料作成・改訂
- 4教員研修
- ⑤相談案内の配布(年4回)
- ⑥いじめ対策SW、SSWの活用促進

助言・訪問





報告・相談

# 黒部市適応指導教室

[090-8268-5778]

- ①事案に係る面談
- ②市教セとの連携
  - ・定例報告・ミーティング等

# <u>黒部市生徒指導</u> 対策会議

・いじめ問題に係る 学習会

重大事態発生

# 県総合教育センター

①教育相談部

076-444-6167

②24時間いじめ相談 076-444-6320

# 関係機関

- ①黒部警察署 54-0110
- ②富山児童相談所 076-423-4000

# 学 校

①いじめ防止基本方針の策定

### 基本方針の内容(例)

- -いじめの防止等のための基本的な方針より-
- ・いじめ防止の取組
- ・早期発見・早期対応の在り方
- 教育相談体制
- ・生徒指導体制 (組織を含む)
- 校内研修
- ・チェックリストの実施
- ・家庭との連携
- ・進級・進学時の連携
- ②いじめ防止に係る組織の設置
- ③いじめの認知件数(毎月)、方策・評価の報告(学期に1回)、情報の共有、対応
- ④体制のチェック(年1回以上)
- ⑤いじめに関する研修
  - (例)事例検討・未然防止の在り方、人権意識 の高揚、教育相談の在り方、早期発見・ 対応の在り方等
    - ※参考となる資料
      - ・生徒指導リーフ(国研)
      - ・リーフレット等(県教委)
      - ・いじめ見逃し0を目指して(黒部市)
- ⑥事案に係る相談・対応
  - ·児童·生徒 保護者
- ⑦市教委への報告・相談
- ⑧いじめ対策SW、いじめ対策C、SC、SSW、 子供と親の相談員等の連携・活用

# 9 進学・進級の際の学校間・教師間の連携

# (1) 進学の場合

中学校におけるいじめは、小学校時代からのいじめが継続していたり、小学校における人間関係のトラブルに起因する場合もあります。卒業、進学にあたり卒業する学校と進学先の学校の関係者が、きめ細かな連携を図るとともにそれぞれの学校で校内体制を確立して、いじめ見逃しOを目指します。

# 卒業する学校

卒業学年担任 養護教諭(必要に応じて) 教頭(必要に応じて)

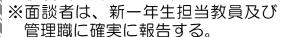
※クラス編制資料、生徒指導に関わる資料を念入りに作成し、包み隠さず相談する。(マル秘事項の場合は、その旨を伝える)

# 希望をもって卒業 ---

新しい学校生活へ明るい展望を抱かせ、 希望や安心感をもって卒業させる。

# 進学先の学校

担当教員 生徒指導主事 養護教諭(必要に応じて 教頭(必要に応じて)



※マル秘事項の取り扱いに注意する。

# 安心感をもって入学 --

・定期的に教育相談を行い、新しい 生活への適応を図る。

# <体制づくり>

- ・進学先の学校へ情報提供を行い、と もに考える場を設ける。また、卒業 後も定期的に進学先の学校と情報交 換を行う。
- ・卒業後も見守っていくことを児童や 保護者に伝える。
- ・児童や保護者に不安がある場合は、 進学先の学校へ連絡しておくことを 伝える。
- クラス編制等に配慮する。

- ・校内において情報を共有化し、共通 理解を図る。
- ・見守る体制づくりと継続的な観察を行う。
- ・状況に応じて、入学後の支援体制を 説明し、安心感を与える。
- ・保護者に不安がある場合は、保護者 面談を実施する。
- ・クラス編制等に配慮する。

また、以下の点に留意し、日頃から異校種間の連携を深め、入学時の心理的な負担を軽減し、進学先の学校で適応できるようにすることが大切である。

- ① 新しい環境での友達、先輩、教師との人間関係が、入学時の大きな不安になっている。発達段階に応じた「人間関係づくり」に視点を当てた連携が大切である。
- ② 教師が把握している以上に、学習上や生活上の相違に不安を感じている。教科指導や生徒指導の連絡会を設けるなど、適切な情報交換に努めることが大切である。
- ③ 入学前の計画的な生徒間の交流活動や入学後の丁寧なオリエンテーションは、入学時の「不安」「戸惑い」を軽減するうえで有効であり、より工夫された取組が求められる。

# (2) 進級の場合

① 4月当初の職員会議で、過去にいじめにあった児童、いじめた児童等の現状と留意事項等について共通理解を図る。

- ② 詳細については、前担任(異動でいない場合は教頭、生徒指導主事や引き継ぎ者の教員)とこれまでの経緯、面談時の留意事項等について引き継ぎを行う。
- ③ 管理職は、学校保管の面談資料ファイル等に目を通して、実態把握と留意事項について確認する。

# 10 重大事態発生の場合 - 学校 -

- ① 重大事態と判断した場合は、教育委員会に電話による第一報と「いじめに係る 重大事態発生報告書」で報告します。
- ② 教育委員会が調査の主体(「学校いじめ対策組織」か「黒部市教育委員会及び黒部市生徒指導対策会議」)を決定し、事案に係る調査を行います。
- ③ 調査結果を「いじめ重大事態調査報告書」にて報告します。

# (1) 重大事態とは…

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ 欠席の理由が「いじめが要因ではないか」と思われ、欠席日数が30日以上と なった場合
- ⑥ 児童や保護者から重大事態に至ったという申し出があった場合

# 具体的には・・・

# ☆ 生命心身財産重大事態

- ◎下記は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大 事態と捉える場合があることに留意する。
- ①児童が自殺を企図した場合
  - ○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ②心身に重大な被害を負った場合
  - ○リストカットなどの自傷行為を行った。
  - ○暴行を受け、骨折した。
  - ○投げ飛ばされ脳震盪となった。
  - ○殴られて歯が折れた。
  - ○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
  - ○心的外傷後ストレス障害と診断された。
  - ○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
  - ○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
  - ○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ③金品等に重大な被害を被った場合
  - ○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
  - ○スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合
  - ○欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へは復帰ができないと判断し、転学した。(転学するほど精神的苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当する)

# ☆不登校重大事態

欠席日数が年間30日であることを目安としている。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

# (2) 重大事態に係る調査の指針(概要)

ー詳細は、平成28年3月 不登校重大事態に係る調査の指針 (文部科学省初等中等局)を参照ー

# 〇 学校の対応

流れ	内容
欠席 開始 欠席 開始 ※ 重大事態に該当 大事態に該当 すると「認める」 をは「考える」「である」である」である」である」である」である」である」である。 ※ ではない。	<ul> <li>月3日の欠席で家庭訪問等を実施し、児童及び保護者面談から 状況・理由等を聴取する。</li> <li>学校は欠席30日になる前から準備作業に取りかかる。</li> <li>準備作業の確認事項 ①実施済みのアンケート調査 ②関係児童からの聴取・確認 ③指導記録の記載内容の確認など</li> </ul>
市町村教委に相談	<ul><li>・当該児童及び保護者への聴取が終わった時点で、「いじめが関係しているのではないか」と学校が判断した場合は相談し、情報共有を図る。</li><li>・学校は重大事態に至る相当前から調査を行い、欠席が30日に達する前後の段階でいじめを受けたとされる児童及び保護者に説明できるよう準備をしておく。</li></ul>
重大事態発生と判断	・学校は、不登校重大事態と判断したときは、7日以内に黒部市教育委員会に報告する。(様式1) ・生命心身財産重大事態と判断したときは、直ちに黒部市教育委員会に報告する。

# ○市教育委員会の対応

重大事態の報告	<ul><li>・市長に報告する。(口頭ではなく書面が望ましい)</li><li>・教育委員に説明する。</li><li>・対処方針を決定する際は、教育委員会会議を招集する。</li><li>※教育委員会会議とは、いじめ防止対策推進法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関などを想定している。</li></ul>
	会議での配慮事項 ・個人情報が多く含まれているので、会議を一部非公開にしたり、資料から個人情報を除いたりする。
調査主体の決定	<ul><li>・市町村教育委員会が、調査主体を市町村教育委員会にするか学校にするかを決定する。</li><li>・原則学校の調査組織で行う。</li></ul>

# 市町村教育委員会が行う場合

- ・学校と保護者との関係が深刻化して関係修復が難しい場合
- ・学校の負担が過大で調査を実施することにより学校の教育活動に支障が生じる恐れのある場合 等

# ○調査の主体(市教育委員会または学校)の対応

# 調査の実施

・対象児童、保護者、教職員、関係する児童への聴取による調査をする。

聴取事項 -いじめの行為について-

①いつ頃から②誰から③態様④背景事情や人間関係⑤指導経緯等

## 留意事項(詳細は不登校重大事態に係る調査の指針 P 5 · 6)

- ① 基本姿勢
  - ○対象児童に対して

徹底して守り通すことを教職員が言葉と態度で示す。

○いじめを行った児童に対して

行動の背景に目を向けるなど教育的配慮の下で指導する。

- ② 対象児童からの聴取にこだわらない。
- ③ 方法の工夫(オープンな質問等)
- ④ 聴取環境や時間帯への配慮
- ⑤ 報告・記録の重要性
- ⑥ 重大事態に関する教職員の意識啓発
- ⑦ 資料の保管

# 調査結果の 取りまとめ

様式2を参考に調査報告書を作成する。

### 留意事項

・対象児童への聴取を申し入れたものの、実施できなかった場合は、 その旨を書面上明示しておく。

### 児童・

### 保護者への情報提供

・対象児童とその保護者に情報提供する。

(提供の留意事項については、「いじめ防止等のための基本的な方針 P32を参照のこと」)

・いじめをしていた児童とその保護者に情報提供し、家庭と連携して指導する。

## 市町村長へ報告

- 書面をもって報告する。
- 教育委員会会議で説明する。
- ・ 再調査が必要な場合は、市町村長が指示する。

### 支 援

・児童の学校復帰への支援と再発防止を目的として、支援を継続する。

令和 年 月 日

〇〇市教育委員会 教育長殿

# ○○市立○○学校 校 長 ○ ○ ○ ○ 回

# いじめ重大事態発生報告書

電大事能の種類 しんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんし	(該当するもの全てにチェ)	ックを入れる)
エノー・ボックルモス		ノ ノ ご ハイレロノ

口いじめにより在籍す	する児童σ.	)生命、心	小身又は則	オ産に重大な	な被害が生じた。	
(いじめの態様	□生命	□身体	□精神	□金品等	※いずれかにチェック	を)
口いじめにより在籍す	する児童か	が相当の其	期間学校を	を欠席するこ	ことを余儀なくされてい	る。

1 被害児童 について	学校名											
	学年•学級											
	ふりがな 児童氏名									性	Ė別 💮	
	生年月日•年齢	耳	☑戍	年	月	3生	(	歳)				
	住所											
	保護者氏名											
2 加害児童 について ※加害者が3 名以上いる 場合は、行 数を増やす。	学校名							 				
	学年・学級							<b></b>				
	ふりがな 児童氏名											
	生年月日•年齢	平成	年	月	日生	( 歳)		平成	年	月	日生(	歳)
	住所											
	保護者氏名											
3 いじめの 行為の状況	・発生月日、い	じめの	行為の	の態	谦• 具	体的な	な行	為等に	つい	て記	載。	
4 報告の時点 における対象 児童の状況	被害児童 (欠席の状況)											
	加害児童											
5 重大事態 に該当する と判断した 根拠												

# (1) 報告時期等

- ・本書での報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」(基本方針)行う。
- 不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。(5に欠席日数を記入)

## (2) その他

・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

# いじめ重大事態調査報告(例)

〇〇市立〇〇学校

※以下の項目を参考に報告書を作成する(罫線によって区分けしなくても構わない)

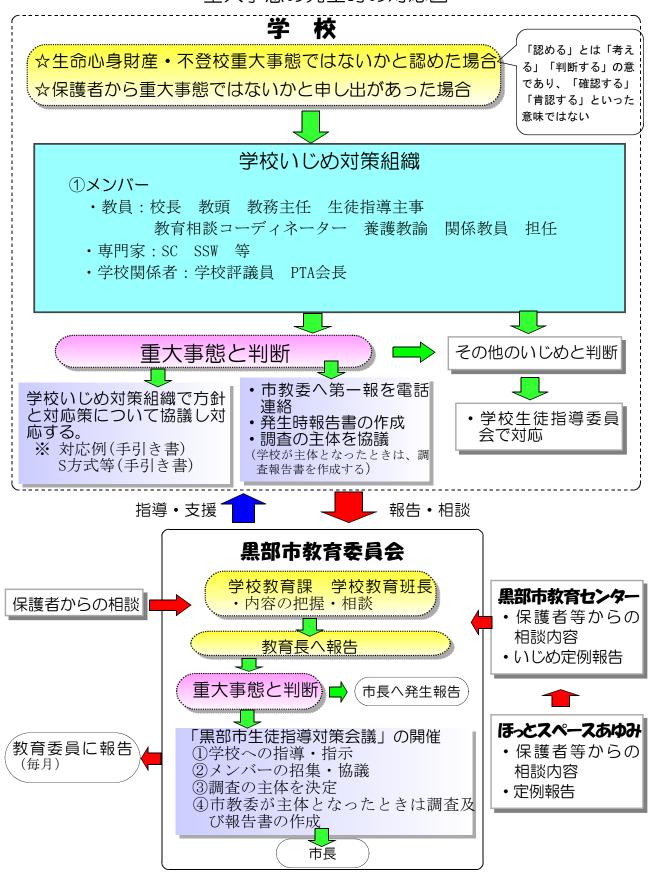
1 重大事態 の対象となる行為の概要	・発生年月日、いじめの行為の態様・具体的な行為等について記載 (発生報告書に記載した内容をもとに、調査対象の事態の内容が分かるよ うに記載する)						
2 対象児童 生徒について							
	学年 • 学級						
	ふりがな 児童氏名		性別				
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生( 歳)					
	住所						
	保護者氏名						
	その他 ※報告時の欠席 の 状況など	※不登校重大事態の場合は欠席期間や日数を記載。					
3 加害児童 生徒について	学校名		 				
	学年•学級		,   				
※加害者が3 名以上いる 場合は、行 数を増やす。	ふりがな 児童氏名		 				
	生年月日・年齢	平成 年 月 日生( 歳)	平成 年 月 日生( 歳)				
	住所						
	保護者氏名		 				
4 調査の概要	調查期間	令和 年 月 日 ~ 1	令和 年 月 日 				
	調査組織及 び構成員						
	調査方法						
	外部専門家 が調査に参 加した場合 は当該専門 家の属性						

5 調査内容 ※当該児童に多くの行為があった場合は、行数を増やす。	①行為Aに ついて					
	③行為Cに ついて					
	④行為Dに ついて					
	※対象児童・保護者、教職員、関係する児童・保護者からの聴取等に基づき、いつ、どこで誰がどのような行為を誰に対して行ったとの事実を確定したかを根拠とともに時系列で記載。 ※学校の対応や指導についても時系列で記載。					
	⑤その他(家 庭環境等)					
	<ul><li>高調の(にどう)</li><li>高調の(にどう)</li><li>ののののののののののののののののののののののののののののののののの</li></ul>					
6 今後の対 象児童及び 関係する児 童生徒への 支援方策						
7 今後の当 家学校にじめ 対策に関す る校と は設置 の所見						

# 〇 報告

- ・ 学校が調査した場合: 学校→市町村教育委員会(写)→地方公共団体の長(本書)
- ・市町村教育委員会が調査した場合:地方公共団体の長(本書)、学校へ写しを送付する。
- ・市町村教育委員会は、教育事務所へ写しを2部送付、事務所は県教委へ1部送付する。

# 重大事態の発生時の対応図



次の場合が考えられるため、黒部市教育委員会との連絡・相談を密にして対処する

- ① 学校が重大事態と判断し、黒部市教育委員会も重大事態と判断する場合
- ② 学校が重大事態と判断せず、黒部市教育委員会が重大事態と判断する場合

平成29年4月4日

黒部市小中学校長各位

黒部市教育委員会教育長

# 教員と児童生徒のSNSによる通信の禁止等について(通知)

平成28年度末に市内の学校で生徒Aと教員がLINEで生徒Bに関してトーク等をしていたことが発端となり、生徒B及びその保護者が心身の苦痛を感じるといった事案が発生しました。

各校におかれましては、下記の点を参考にされ、年度当初の職員会議や研修会で教員に適切な指導をお願いします。

記

### 1 電話をかけるとき

- ○保護者等に連絡をする場合は、職員室の固定電話を使用する。
- ・携帯電話や職員室外の場所での電話はしない。
- ・固定電話を使うことで、周囲の教員や管理職の耳に内容が入り情報の共有ができる。
- ○怪我等の発生時、保健室から病院等に連絡をとるのは可とする。
- ○多数の電話を一度に使用する必要のある緊急事態等の発生の場合は、校長の指示 に従う。

### 2 生徒・保護者と教師のLINEやメールはしない。

・ただし、不登校児童生徒及びその保護者との連絡をとったりメッセージを送ったりする場合は、 校長の指示に従う。

### 3 生徒・保護者等となれ合い過ぎる関係にならない。

- ・生徒をかわいがるとは、学力・自己指導能力・規範意識・自己有用感・人間関係 力を育ててやることであり、取り違いをしない。
- ・面談する際は、主任や教頭に言ってからする。
- ・原則一人で面談しない。
- ・間に机を置き、距離を保つ。
- ・真っ正面、真横の座席は避ける。
- ・言葉に気を付ける。(舌足らずの言葉で誤解を生じさせない、「~さん」等の使用)
- ・視線の向け方に気を付ける。
- ・なれ合いになり過ぎない。(教師と生徒の関係には、一線を引く)

# 4 保護者対応リーフレットを基に校内研修を行う。

- ・「事例の教員の不適切な関わりにアンダーラインを引いて…」の演習問題について回答が必要な場合は、教育員会にご連絡ください。
- 5 学校での指導等に役立つ通知・冊子の「いじめ関係の通知等」を基に、学校いじめの防止等のための基本的な方針を見直す。

# 学校での指導等に役立つ通知・冊子

学校に備え付けてあるかどうかチェックし、対応する際の拠り所としましょう

### 1 いじめ関係

- ・いじめ防止対策推進法【平成25年6月28日公布】 ・いじめ防止等のための基本的な方針【文部科学大臣 平成29年3月14日 改訂版】 ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【文部科学省 平成29年3月】 ・不登校重大事態に係る調査の指針【文部科学省 平成28年3月】 ・東日本大震災により被災した児童生徒を受け入れる学校の対応について(通知) 【文部科学省 平成28年12月16日】

### 教育相談

・児童生徒の教育相談の充実について(通知)【文部科学省 平成29年2月3日】

### 虐待•DV関係

- ・配偶者からの暴力の被害者の子どもたちの就学について(通知)【文部科学省成21年7月13日】 亚
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律【平成26年】 ・児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)【文 部科学省 平成22年3月24日】
- ・一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防 止対策に係る対応について(通知)【文部科学省 平成27年7月31日】

### 4 インターネット関係

・児童ポルノ事犯の「自画撮り被害」増加に伴う広報・啓発について(周知依頼)【文 部科学省 平成28年11月9日】

# 5 体罰関係

・体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について(通知)【文部科学省 平成25年3月13日】

### 6 学校事故関係

・学校事故対応に関する指針【文部科学省 平成28年3月】

### 7 白殺関係

- ・教師が知っておきたい子どもの自殺予防【文部科学省 平成21年3月】 ・子どもの自殺が起きた時の緊急対応の手引き【文部科学省 平成22年3月】 ・子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針【文部科学省 平成26年7月】 ・児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)【文部科学省 令和3年6月】
- 8 富山県青少年健全育成条例等
- 9 児童福祉法の一部を改正する法律【文部科学省 平成28年7月1日】
- 生徒指導リーフ・生徒指導提要【文部科学省・国立教育政策研究所】 10
- 改訂版 いじめ対応ハンドブック【富山県教育委員会 令和3年1月発行】 11

### 附則 12

- · 平成26年3月策定
- 平成29年5月改定
- ・実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。 ・令和元年5月改訂 ・令和2年5月改訂